

企業会計基準委員会 御中

電気事業連合会

四半期財務諸表に関する会計基準（案）等に対するコメントについて

「四半期財務諸表に関する会計基準」等を改正する公開草案につきまして、以下の通り、コメント申し上げます。

- 我が国の開示書類の作成負担が、半期報告制度を採用している欧州等と比較して、過重であることを鑑み、企業の作成負担軽減のための改正が複数含められている点について、高く評価申し上げたい。
- しかしながら、第1・第3四半期において証券取引所等への非法定開示に加え、連結損益計算書や貸借対照表、セグメント情報などの法定開示が求められるのは従来通りであり、欧州等との比較の観点からは、依然として財務諸表作成者の実務負担は相当程度重いものになっている。
- 今回の改正は、四半期開示制度導入して2年が経過したことによる適用状況のレビューという視点も含まれているが、中長期的には四半期開示制度そのものの方も含め、欧州等との比較の観点を踏まえつつ、改めてレビューを行うことが必要であると考えられることから、継続してご検討願いたい。

以上